

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」業務要求水準書(骨子)に関する質問回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
1	業務要求水準書(骨子)	1	1	1	(1)		設計業務	LAN等の通信回線は、第一事業用地と第二事業用地をつないだ1本化が必要でしょうか。	1本化の必要はありません。
2	業務要求水準書(骨子)	1	第1	1	(3)		建設業務	情報通信設備の整備については、本事業の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	事業範囲に含める情報通信設備等の範囲及び仕様については、入札公告までに公表します。
3	業務要求水準書(骨子)	1	第1	1	(3)	イ	建設業務の業務範囲	待合棟等の建設業務の業務範囲に「本館棟への備品整備」とありますが、どのような備品を想定しているのでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No5をご覧ください。
4	業務要求水準書(骨子)	1	第1	1	(3)	ア	本館棟への引越し支援業務	支援業務の内容をご教示ください。	現施設で使用している備品等のうち、新設の本館棟で再利用するものについての運搬、及び不要備品等の廃棄処分(一部)が主な内容となります。詳細については、入札公告までに公表します。「実施方針に関する質問回答書」No7及びNo9をご覧ください。
5	業務要求水準書(骨子)	1	第1	1	(3)	イ	待合棟への引越し支援業務	支援業務の内容をご教示ください。	現施設で使用している備品等のうち、新設の待合棟で再利用するものについての運搬、及び不要備品等の廃棄処分が主な内容となります。なお、仮設待合棟への引越し支援も含まれます。詳細については、入札公告までに公表します。
6	業務要求水準書(骨子)	1	1	(3)	イ	(ア)	現施設の解体	解体時に施設整備に影響しない障害物は存置してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	業務要求水準書(骨子)	1	1	(3)	イ	(ア)	現施設の解体	調査の結果、アスベストが発見された場合は、その撤去費用は実施精算して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	県が実施したアスベスト調査の結果については、入札公告までに公表しますが、必要に応じて、事業者の責において追加調査を実施していただき、適切な対応を行って頂くことを想定しています。事前に公表した調査結果から想定されるアスベストの撤去費用については、入札価格に含めていただき、追加調査の結果、新たに発生する撤去費用については、実費精算とします。
8	業務要求水準書(骨子)	1	1	1	(3)		什器備品調達・設置	本館棟への備品整備、待合棟への備品整備について、具体的な備品リスト(品名、仕様、数量等)は入札公告時に示されるという理解でよろしいでしょうか。また、当該備品の更新についても事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	前段については、「実施方針に関する質問回答書」No5をご覧ください。後段については、入札公告までに公表します。また、「実施方針に関する質問回答書」No16もご覧ください。
9	業務要求水準書(骨子)	2	2	(1)	ア		施設構成の方針	防火対象物の種類と規模をご教示頂けませんでしょうか。	防火対象物としては、本館棟、連絡通路(跨道橋)、連絡通路棟、待合棟、車庫棟を想定していますが、詳細については関係法規等を遵守してください。
10	業務要求水準書(骨子)	2	2	(1)	ア		施設構成の方針	給油所は危険物取扱所となりますでしょうか。	給油所については危険物取扱所となります。ただし、当該施設は既存のものを継続使用することとしており、維持管理についても本事業範囲には含まれません。
11	業務要求水準書(骨子)	3	2	(2)	ア		階構成	階構成は下図を条件とするとありますが、提案内容によってはこれによらないものとして宜しいでしょうか。	階構成については、原則、変更することはできないこととします。詳細については、入札公告までに公表します。
12	業務要求水準書(骨子)	3	第1	2	(2)	ア	諸室の配置	「階構成は下図を条件とするとありますが、各階の平面図レイアウトは、民間事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細については、入札公告までに公表します。
13	業務要求水準書(骨子)	3	第1	2	(1)	エ	駐車場計画	現状の周辺の交通量、混雑状況が分かる資料をご提示下さい(交通量資料等)。また現状の駐車場の位置、駐車台数、車列のできる曜日、時間帯、渋滞長、待ち時間等をご教示ください。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。ただし、新がんセンターの供用開始等に伴い、周辺道路の交通状況は大きく変化しているものと思われま
14	業務要求水準書(骨子)	3	2	(1)	イ	(エ)	駐車場	一般利用の駐車場は、有料駐車場との理解でよろしいでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No12をご覧ください。
15	業務要求水準書(骨子)	3	2	(1)	イ	(エ)	駐車場	一般利用の駐車場が、有料駐車場の場合、収受した利用料の扱いについてご教示ください。	「実施方針に関する質問回答書」No12をご覧ください。
16	業務要求水準書(骨子)	3	2	(2)	ア		諸室配置の方針	付帯事業(飲食喫茶施設、売店)は、施設利用者以外も利用しやすいように、市道に面して配置することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、新たな交通渋滞を誘発するなど、周辺地域への影響が発生しないことや、本施設における業務に支障を生じないことを条件とします。
17	業務要求水準書(骨子)	4	2	(2)	イ	(ア)	職員数	各業務ごとの職員数を男女比率含めて御教示頂けませんでしょうか。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
18	業務要求水準書(骨子)	4	2	(2)	イ	(エ)	連絡通路	技能試験や運転講習を受ける際に連絡通路を通る人の単位時間当たりの最大通行量について、現施設における実績から想定される人数を御教示頂けませんでしょうか。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
19	業務要求水準書(骨子)	6	2	(2)	オ	諸室概要	諸室概要について、入札公告までに公表予定とありますが、具体的な時期を御教示頂けませんでしょうか。	平成26年3月下旬頃に予定している業務要求水準書(案)等の公表時に開示する予定です。	
20	業務要求水準書(骨子)	7	2	(3)	ア	(イ)	技能試験コース改修工事	道路設計の手引き(神奈川県県土整備局道路管理課・道路整備課)をご提示頂けないでしょうか。	業務要求水準書(骨子)、P7では、道路設計の手引き(神奈川県県土整備局道路管理課・道路整備課)を舗装設計の参考基準とするよう記述しておりましたが、舗装設計の基準については、別途、入札公告までに公表します。
21	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	外壁の大規模修繕とは、具体的にどのような修繕を指しておられるのかをご教示願います。	外壁に発生した亀裂・コンクリートの欠落・タイル壁の落下を防止する補修工事等を想定しています。詳細については、入札公告までに公表します。
22	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			維持管理業務の対象	清掃業務などの範囲について、警察関係部署等の立入制限区域などはあるのでしょうか。	業務の実施に係るセキュリティの考え方については、入札公告までに公表します。
23	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			大規模修繕	「大規模修繕については、本館棟と待合棟の屋上防水と外壁の大規模修繕のみを対象とする」とありますが、20年にわたる事業期間中には、照明・空調・中央監視盤などの設備機器は一般的な寿命を迎えるものもあると考えます。これら設備機器についても更新は行うことなく経常的な修繕で対応し、経年に伴う劣化や能力低下はお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。電気・機械設備機器については、点検・保守・経常修繕のほか、別途、設備更新も業務範囲に含むこととしますが、可能な限り設備機器の長寿命化を図れるよう、設備機器の選定や適切な維持管理を期待します。詳細については、入札公告までに公表します。
24	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(2)		大規模修繕業務	維持管理期間中に屋上防水・外壁以外の大規模修繕が発生した場合は、県が費用負担するということでしょうか。	ご理解の通りです。なお、設備更新については、No23をご覧ください。
25	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(2)		大規模修繕業務の対象	本項では大規模修繕業務の対象が本館棟と待合棟の屋上防水と外壁のみとなっておりますが、「資料4」p2のサービス購入料の構成ではサービス購入料2-(2)(待合棟等の維持管理に要する費用)に大規模修繕業務が含まれていません。待合棟の大規模修繕業務費についてもサービス購入料2-(1)に含めて支払われるのでしょうか。それとも待合棟の大規模修繕業務は本事業に含まれないのでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No111をご覧ください。
26	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	技能試験コースの維持管理については、事業範囲に含まれますでしょうか。舗装、信号機・標識等、植栽などそれぞれの部位に応じて見解をお示し頂けますと幸いです。	技能試験コースの維持管理については、四輪コース・二輪コースともに、事業範囲には含まれません。ただし、技能試験コース内及び周囲の植栽の管理については、四輪コース・二輪コースともに、事業範囲に含まれます。詳細については、入札公告までに公表します。
27	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	訓練や試験のための備品については、事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No5をご覧ください。
28	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	「一般備品管理業務」とありますが、一般備品とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。対象となる備品リストをご提示頂けますと幸いです。	「実施方針に関する質問回答書」No5をご覧ください。
29	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	大規模修繕に対するサービス購入料は、その修繕が完了した時点で県に引渡し、それと同時期にお支払い頂けると収入と費用の対応が明確となるため、サービス購入料2-(1)内の修繕費収入の取扱いを再考賜り、併せて詳細にお示し下さい。	入札公告までに公表します。
30	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			(維持管理)業務の対象	二輪技能試験コースについては、維持管理業務の対象となるのでしょうか。また、二輪技能試験コース及び改修を行わない既存の四輪技能試験コースの修繕については、当該事業の対象となるのでしょうか。	No26をご確認ください。
31	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2			業務の対象	「大規模修繕については、本館棟と待合棟の屋上防水と外壁の大規模修繕のみを対象とする」とありますが、経常修繕業務と大規模修繕の区分定義についてご教示下さい。	入札公告までに公表します。
32	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(1)		業務の対象	点検・保守・経常修繕業務の対象とする施設及び業務範囲等について、より具体的にご教示ください。	入札公告までに公表します。
33	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(1)		業務の対象	残置される既存給油所設備は、点検・保守・経常修繕業務については、対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(2)		業務の対象	大規模修繕については本棟と待合棟の屋上防水と外壁のみを対象とありますが、事業スケジュールにある維持管理期間は17年3ヶ月～20年2ヶ月とあり、設備機器によっては、維持管理期間内に更新時期を迎えると考えますが、該当設備機器の一斉更新は対象外という理解でよろしいでしょうか。	No23をご覧ください。
35	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(2)		業務の対象	残置される既存給油所設備は、大規模修繕業務は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(3)		業務の対象	外構等維持管理業務の対象とする位置・範囲等について、より具体的にご教示ください。(例えば、技能試験コースは対象かなど)	入札公告までに公表します。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
37	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(4)	業務の対象	環境衛生管理業務の対象とする施設及び外構等の範囲について、より具体的にご教示ください。	入札公告までに公表します。
38	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(5)	業務の対象	清掃業務の対象とする施設及び外構等の範囲について、より具体的にご教示ください。	入札公告までに公表します。
39	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(6)	業務の対象	駐車場維持管理業務の内容について、より具体的にご教示ください。	入札公告までに公表します。
40	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(7)	業務の対象	警備・監視業務の対象とする施設及び外構等の範囲について、より具体的にご教示ください。	入札公告までに公表します。
41	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(8)	業務の対象	一般備品管理業務の対象とする備品について、より具体的にご教示ください。(例えば、技能試験備品等は対象かどうかなど)	入札公告までに公表します。
42	業務要求水準書(骨子)	9	第3	1		総合案内業務	総合案内業務については、業務実施日時において、人員を配置する必要があるのでしょうか。	入札公告までに公表します。
43	業務要求水準書(骨子)	9	第3	1	(3)	ア	運営支援業務を開始する本館棟の「供用開始日」とは、具体的にはいつ頃を示すものでしょうか。	本館棟等の引渡し日から一ヶ月程度の期間、県警側の開業準備等を実施したのち、本館棟での業務(運営支援業務を含む)を開始することとなります。 なお、維持管理業務については、施設引渡し直後から開始することとなります。 詳細については、入札公告までに公表します。
44	業務要求水準書(骨子)	9	第2	2	(3)	外構等維持管理業務の対象	本事業では、第二事業用地の現施設の運用を停止することなく「ローリング計画」に基づき順次施設を整備するよう求められています。 本事業での維持管理業務は平成31年2月から本館棟等の引渡しを待って開始することとなりますが、第二事業用地に含まれる既存の技能試験コース等の外構維持管理業務は本事業には含まれないと理解してよろしいでしょうか。(つまり本事業での維持管理業務の対象施設は、事業者が本事業において整備し、県に所有権移転した施設のみであり、維持管理業務の開始時期は、それぞれの所有権移転日の翌日からと認識しております。)	ご理解の通りです。
45	業務要求水準書(骨子)	9	2	2	(7)	警備監視業務	警備監視業務について現状想定している具体的な業務内容をご教示ください。	入札公告までに公表します。
46	業務要求水準書(骨子)					引越し業務	現研修施設から新研修施設への「引越し業務」は、事業範囲外と理解して宜しいでしょうか。	現交通安全センター(神奈川区六角橋)、及び現交通反則通告センター(保土ヶ谷区岩間町)から本施設への引越し支援についても、業務範囲に含まれます。 詳細については、入札公告までに公表します。
47	業務要求水準書(骨子)資料1					インフラ	既存インフラの電気、給水等の権利関係は既に県側で所有されていると推察いたします。SPCが発注者となり建設会社が工事を請負(受託)するとしても、インフラの申請手続き等は原発注者であり権利者でもある県側で行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	業務要求水準書(骨子)資料1					インフラ状況図排水	施設内及びコース内の排水経路などの図面があればご教示願います。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
49	業務要求水準書(骨子)資料1					引込線	インフラの二重化は必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
50	業務要求水準書(骨子)資料1					引込線	第一事業用地と第二事業用地の電力引込は、別にすることは可能でしょうか。	東京電力の「1需要家1引き込み」原則により、別にすることはできません。
51	業務要求水準書(骨子)資料2					保有車両について	保有車両に関する管理責任について、これらの車両が施設を毀損、または第三者に損害を与えた場合も含めて、事業者は一切関知しないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	業務要求水準書(骨子)資料2					保有車両	コースローリング計画図に示された駐車スペースと保有車両諸元表の数に違いがあります。第二事業用地で駐車する試験車両を具体的にご教示願います。	入札公告までに公表します。
53	業務要求水準書(骨子)資料2					保有車両	第一事業用地で駐車する、公用車などの車両台数をご教示願います。	業務要求水準書(骨子)の資料2で示したとおりです。
54	業務要求水準書(骨子)資料3	1				2輪駐輪場	仮設待合室・仮設発着場を整備する際は、2輪駐輪場は現状のままの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。仮設待合棟・仮設発着場を解体する際、現在の二輪車駐輪場を解体していただくこととなります。

No	資料名	頁/様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
55	業務要求水準書(骨子)資料3	2					日本赤十字解体工事	日本赤十字解体工事は別途との事ですが、整備する場所やスケジュールなどは、入札公告時には公表されるのでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No80及び81をご覧ください。
56	業務要求水準書(骨子)資料3	2					出入口	第二事業用地の車両・歩行者の動線に配慮し、新しい提案に基づく出入口の整備が必要になりますが、これまで警察関係部署と事前協議を行った内容などありましたらご教示願います。	左記の内容について、警察関係部局と事前協議を行った内容はあります。
57	業務要求水準書(骨子)資料3	3					完成図	図面の線が何を表しているのか不明な点があります。出来ましたら断面図か凡例などの参考をご教示願います。	入札公告までに公表します。
58	業務要求水準書(骨子)資料3	7					既存二輪コース	既存二輪コースは事業の対象外となっています。二輪コース内に工事範囲が掛かっている内容をご教示願います。	二輪コース側の雨水を雨水貯留槽に接続するための工事範囲を示しています。
59	業務要求水準書(骨子)資料3	7					引渡予定地	がんセンターへ引き渡す際の、路面状況などの条件をご教示願います。	「実施方針に関する質問回答書」No65をご覧ください。
60	業務要求水準書(骨子)資料3	8					将来がんセンター用地	試験コース内の西側端部をがんセンター駐車場として引渡すことになっておりますが、境界に沿って表層を切るだけの状態、或いはアスファルトを剥がして転圧まで、または仮舗装や本舗装など、どのような状態で引渡すのでしょうか。また、土地分筆登記などの諸手続きについては、県が直接行うという理解でよろしいでしょうか。	前段については、「実施方針に関する質問回答書」No65をご覧ください。後段については、ご理解の通りです。
61	業務要求水準書(骨子)	10	第3	1	(5)	イ	申請書の発行支援	免許申請書等の発行支援とは、具体的にどのような業務でしょうか。申請書発行が機械化されるのであれば、その端末の導入台数はどの程度を予定されていますでしょうか。	「申請書の発行支援」とは、免許更新等を目的とする来場者に対し、申請書発行機の操作等を支援していただきます。端末の台数については現時点では未定ですが、運営支援業務の必要人員としては、常時2名程度を想定しています。詳細については、入札公告までに公表します。
62	業務要求水準書(骨子)	10	第3	1	(5)		運営支援業務の業務内容	申請書の発行支援業務とは、具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	No61をご覧ください。
63	業務要求水準書(骨子)	10	第4	2			業務実施に当たった考え方	「周辺の公共施設等からの来客を受け入れることは可能である」とありますが、附帯事業で当該施設利用者以外の人を呼び込むために、視認性の良いところに景観等に配慮した、常識の範囲内で、食堂・売店等の看板等を設置してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	業務要求水準書(骨子)	10	第4	2			附帯事業の実施	施設の閉庁日及び閉館している時間帯に、飲食喫茶施設の出入口を外部用に設けるなどして、一般の来客を受け入れることは可能でしょうか。	入札公告までに公表します。
65	業務要求水準書(骨子)	10	第4	2			業務実施に当たった考え方	「周辺の公共施設等からの来客を受け入れることは可能である。」とありますが、これは、積極的に来場者・警察職員以外の附帯事業を目的とした来客を促す施設の設置を意図しているのでしょうか。	新たな交通渋滞を誘発するなど、周辺地域への影響が発生しないことや、本施設における業務に支障を生じないことを条件とし、本施設への来場者以外の来客を促すことは可能とします。
66	業務要求水準書(骨子)	10	4	2			業務実施に当たった考え方	「周辺の公共施設等からの来客を受け入れることは可能である。」とありますが、「公共施設等」と限定しているのは、本来利用すべき来場者や職員の方のサービスを優先するためという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	業務要求水準書(骨子)	10	第4	4			行政財産貸付	行政財産貸付に関する契約書の案文をご提示頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	業務要求水準書(骨子)	10	4	4			行政財産貸与料の徴収	行政財産貸付料の徴収に際し、貴県とSPC間で「賃貸借契約」を締結する想定でしょうか。その際、SPCから実際の運営事業者への転貸についても認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。(また、運営事業者は構成員、協力会社である必要がありますか。)	行政財産貸付料の徴収に際し、県とSPC間で「賃貸借契約」を締結することとなります。その際、SPCから実際の運営事業者への転貸についても認めます。また、SPCから附帯事業を直接受託する運営事業者は、構成員または協力企業でなければなりません。ただし、構成員または協力企業が県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者への再転貸を認める取扱をする予定です。
69	業務要求水準書(骨子)	10	4	4			行政財産貸与料の徴収	「行政財産の貸付料の計算方法については、入札公告までに示す。」とありますが、いつ頃開示されるかご教示ください。	入札公告までに公表します。
70	業務要求水準書(骨子)	10	第4	5			光熱水費の負担	施設全体の光熱水費については県がそれぞれインフラ各社と直接契約し、事業者応分の負担については県からの請求に基づき支払う、という理解でよろしいでしょうか。	インフラ各社との契約は県の方で行います。また、附帯事業に係る光熱水費は、事業者が実費を負担することとし、実費の計算方法は、県からの請求に基づき支払ってください。詳細については、入札公告までに公表します。
71	業務要求水準書(骨子)	10	第4	5			光熱水費	附帯事業に係る光熱水費の実費の計算方法はご提示頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。また使用量の測定及び実費の計算は県で行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告までに公表します。後段については、事業者側の使用量を県が確認したのち、県で実費計算を行います。
72	業務要求水準書(骨子)	10	4	5			光熱水費の負担	付帯事業に係る光熱水費は事業者実費負担とのことですが、施設整備・維持管理・運営支援に係る光熱水費は、県負担との理解でよろしいでしょうか。	「実施方針に関する質問回答書」No109をご覧ください。
73	業務要求水準書(骨子)	10	第4	6	(1)	ウ	飲食喫茶施設	現状の食堂利用者数(曜日ごと)をご提示願います。また、職員の方の昼食について、現状の利用状況、今後の方針についてご提示願います。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。

No	資料名	頁/様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第4	6	(2)	ア			
74	業務要求水準書(骨子)	10	第4	6	(2)	ア	売店	現状の売店利用者数、売上(曜日ごと)をご提示願います。	公表可能な資料については、入札公告までに公表します。
75	業務要求水準書(骨子)	11	第4	6	(1)	オ	飲食喫茶施設の運営業務	来場者用と職員用の食堂は個別とする必要はありますか。	事業者の提案に委ねます。
76	業務要求水準書(骨子)	11	第4	6	(1)	オ	飲食喫茶施設	飲食喫茶施設の内装及び設備工事に、事業費内本体建設工事費に含まれる範囲と食堂喫茶運営事業者負担のものをお示しください。(空調・給排水・内装仕上げなど)	飲食喫茶施設のうち、躯体・外装(サッシ、ドア等は除く)とインフラの一次供給(電気工事は一次盤まで)に係る整備と維持管理に係る費用は、サービス購入料1-(1)及びサービス購入料2-(1)に含めることとし、その他の内装、設備、サイン等の整備と維持管理に係る費用は、事業者の負担とします。
77	業務要求水準書(骨子)	11	第4	6	(2)	カ	売店	売店施設の内装及び設備工事に、事業費内本体建設工事費に含まれる範囲と店舗運営事業者負担のものをお示しください。(空調・給排水・内装仕上げなど)	No76と同様です。
78	業務要求水準書(骨子)	11	6	(1) (2)			飲食喫茶施設・売店の運営業務	運転免許試験場以外(横須賀等)でも免許証を即日発行する場所を設置されることや、現地説明会配布資料(来場者実績)からも今後の来場者数の減少が想定されますので、食堂や売店の利用者減少で運営が困難となった場合には協議のうえ部分解除や行政財産使用料の免除を認めていただけますようお願いします。	入札公告までに公表します。
79	業務要求水準書(骨子)	11	6	(1) (2)			飲食喫茶施設・売店の運営業務	近隣施設等外部からの利用促進のため、道路に面して看板設置を認めていただけますでしょうか。	No63をご覧ください。
80	業務要求水準書(骨子)	11	第4	6	(3)	ウ	自動販売機による飲食物の販売業務	たばこの販売を認めないとありますが、全館禁煙ということでしょうか。喫煙所は設置する必要がありますか。	喫煙所については、来場者用・職員用別に、屋外に設置してください。 なお、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に準拠した施設としてください。
81	業務要求水準書(骨子)	12	第4	6	(5)	ア	事業者からの提案による本施設に有用な業務	占有する床面積分の行政財産貸付料を支払ったうえでの独立採算運営ではなく、提案する内容によっては、貸付料の減免や無償貸与といった県からの補助が受けられませんでしょうか。	入札公告までに公表します。
82	業務要求水準書(骨子)	12	第4	6	(5)	ア	本施設に有用な施設	本施設に有用な業務を実施する場所は、本館棟内に限るのでしょうか。第一事業用地内に別棟として整備することは可能でしょうか。	附帯事業(任意提案)にて利用できる場所は、第一事業用地敷地内(本館棟内も含む)とします。ただし、県と協議の上、業務の遂行に支障を生じない範囲であることを条件とします。
83	業務要求水準書(骨子)	12	第4	6	(5)	ア	本施設に有用な施設	本施設に有用な業務であるかどうかは、事業者ヒアリングの中で検討・回答頂けるのでしょうか。	ご理解の通りです。
84	業務要求水準書(骨子)	12	第4	6	(5)	ア	事業者からの提案による本施設に有用な業務	保育所が例示されていましたが、要求水準ではないが、よい提案であれば加点されると理解してよいですか。	ご理解の通りです。詳細については、入札公告までに示します。
85	業務要求水準書(骨子)	12	第4	6	(5)	ア	事業者からの提案による本施設に有用な業務	前項に記載した保育所のサービス対象は、試験場来場者を想定するものか、あるいは近隣住民を想定するのでしょうか	試験・更新等来場者のための一時預かりを想定しています。